

## ＜ビヨンス国際育英財団＞

### 応募にあたっての留意事項について

#### 【応募資格】

- ※1 当財団奨学生への応募資格は、日本国以外の国籍を有し、日本国と国交のある国(除く中華民国)から来日している私費留学生を対象とします。国費外国人留学生、外国政府が派遣する政府派遣留学生のほか、在籍期間が1年未満の交換留学生・短期留学生は対象に含みません。
- ※2 奨学金の受給にあたっては、下記事項を順守することを義務とします。
- (1) 生活状況報告(毎年10月・4月)を提出すること
  - (2) 新年度(毎年4月及び10月)に直近の成績証明書を提出すること
  - (3) 特別な事情がない限り、当財団行事への参加が可能であること(年1回程度)
  - (4) 下記に該当することとなった場合には、直ちに当財団事務局に届け出ること。
    - ① 休学・転学・留学又は退学したとき、又は長期にわたって欠席しようとするとき
    - ② 1ヵ月以上の期間にわたって出国するとき
    - ③ 停学・その他の処分を受けたとき
    - ④ 住所、氏名、連絡先、その他重要な事項に変更があったとき

#### 【奨学金の額と支給方法】

- ※3 当財団の奨学金は、返還不要の給付型奨学金です。ただし、応募にあたって、故意若しくは重大な過失による違約・違反等が認められた場合には、給付した奨学金の一部若しくは全部の返還を求めることがあります。
- ※4 以下のいずれかの事由(奨学金の廃止事由等)に該当することとなった場合には、その状況に応じて、奨学金の支給を停止又は廃止することがあります。
- ① 休学・転学又は退学したとき、又は長期にわたって欠席したとき
  - ② 学業又は性行などの状況により指導上必要があると認められたとき
  - ③ 病気その他の理由により成業の見込みがなくなったとき
  - ④ 学業成績又は操行が不良となったとき
  - ⑤ 奨学金を必要としない理由が生じたとき
  - ⑥ 奨学生として適当でない事実があったとき
  - ⑦ 大学で処分を受け学籍を失ったとき
  - ⑧ 当財団事務局と長期にわたって連絡がとれないとき

⑨ この法人の理事会で給付を廃止すべきと認められたとき

※5 奨学金は、奨学生本人名義の金融機関口座に振り込みます。

なお、支給スケジュール（予定）は以下のとおりです。

1回目	2025年12月末	・・・	2025年10月～12月
2回目	2026年1月末	・・・	2026年1月～3月分
3回目	2026年4月末	・・・	2026年4月～6月分
4回目	2026年7月末	・・・	2026年7月～9月分
5回目	2026年10月末	・・・	2026年10月～12月分

以降、毎年1月、4月、7月、10月の支給を予定しています。

#### 【募集方法】

※6 所属大学及び氏名を記載した封筒に提出書類を入れて、所属大学の奨学金担当窓口へ提出してください。なお、応募にあたってのお問い合わせは、所属大学の奨学金担当窓口へお願いいたします。学生個人から当財団への直接のお問い合わせは、なるべくご遠慮ください。

#### 【応募の手続き】

※7 日本語能力試験（国際交流基金・日本国際教育支援協会）又は日本留学試験（日本学生支援機構）の証書の写しの提出は、選考にあたって特に評価します。

※8 成績証明書は、所属大学における現課程のものを提出してください。但し、現課程のもの入手が不可能な場合に限り、前の課程のもの又は入学試験の成績・順位等がわかるものを提出してください。

※9 大学学長等の推薦書の推薦理由欄は、応募者を直接指導する方が記載をして下さい。また、指導教員氏名欄には、役職のほか、応募者との関係がわかるように記載してください。

#### 【選考および決定】

※10 選考にあたって応募者との面接は予定していませんが、提出書類の記載内容の確認のために、事務局から電話連絡をする場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

以上

公益財団法人ビヨンス国際育英財団 事務局